

MUJI×URに関する連携協定書

株式会社 MUJI HOUSE（以下「甲」という。）と、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、乙の管轄する団地において、甲乙が連携して社会的課題の解決に取り組むことに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の所有する賃貸住宅（以下「UR賃貸住宅」という。）において、甲乙それぞれが持つノウハウを活用しながら、地域の生活圏の活性化にソフト、ハード両面において共同で取り組み、実践することにより、既存ストックを活用した「新しい住まいのかたち」を提案し、ひいては集合住宅の維持・更新等、今後さらに重要性を増す社会的課題の解決に寄与することを目的とする。

（連携内容）

第2条 前条に定める目的を達成するため、甲乙連携の上、UR賃貸住宅におけるマーケット分析を行った上で、次の各号に定める事項について実践するものとする。

- 一 住戸改修プランの策定
- 二 外観、集会所、屋外広場等の共用部改修プランの策定
- 三 地域コミュニティの形成
- 四 外部への情報発信
- 五 その他各号に関連する必要な事項

2 前項に定める事項等については、甲乙協議の上決定するものとし、必要に応じて書面により確認を行うものとする。

（役割分担等）

第3条 前条に定める連携の実践に係る役割分担、費用負担、成果物の帰属等については、甲乙協議の上、その都度決定するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲又は乙は、この協定において相手方から開示される技術上・営業上の情報・ノウハウを含む一切の情報（締結日以前のものも含む。）のうち、機密である旨明示された書面により開示された情報及び機密である旨指定して口頭で開示された情報について、これを機密に保持し、この協定の目的のために知る必要のある自己の役員・従業員・雇用者以外、いかなる第三者にも開示、漏洩してはならないものとする。ただし、法令又は公的機関の要請に基づき開示する場合は、この限りではない。

(協議事項)

第5条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定締結の証として、本書を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通保管する。

令和3年3月15日

甲 東京都豊島区東池袋四丁目26番3号
株式会社 MUJI HOUSE
代表取締役社長 松崎 暁

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構
理事長 中島 正弘

別添